

## ○立川市学校給食運営審議会条例施行規則

昭和50年6月26日教育委員会規則第2号

## 改正

平成16年3月29日教育委員会規則第5号

平成26年11月13日教育委員会規則第9号

## 立川市学校給食運営審議会条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、立川市学校給食運営審議会条例（昭和50年立川市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(諮問事項)

**第2条** 立川市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給食の献立に関すること。
- (2) 給食費に関すること。
- (3) 食材料の購入に関すること。
- (4) 衛生管理に関すること。
- (5) 中学校給食に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

(意見聴取)

**第3条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

**第4条** 条例第6条第1項の規定による部会の設置は、会長が審議会に諮って定める。

2 条例第4条第2項及び第5条の規定は、部会について準用する。

(会議録)

**第5条** 会長及び部会長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(審議会委員の報酬)

**第6条** 審議会委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額10,800円とする。

(委任)

**第7条** この規則の施行に係る審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和50年6月26日から施行する。
- 2 立川市学校給食共同調理場運営審議会条例施行規則（昭和43年立川市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

**附 則**（昭和51年9月30日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

**附 則**（昭和53年4月13日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和55年3月31日教育委員会規則第8号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年6月13日教育委員会規則第10号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年6月27日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年6月1日から適用する。

**附 則**（昭和63年6月24日教育委員会規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市学校給食運営審議会条例施行規則第6条の規定は、昭和63年6月1日から適用する。

**附 則**（平成2年8月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成2年9月28日教育委員会規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市学校給食運営審議会条例施行規則第6条の規定は、平成2年9月1日から適用する。

**附 則**（平成4年9月30日教育委員会規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市学校給食運営審議会条例施行規則第6条の規定は、平成4年9月1日から適用する。

**附 則**（平成9年3月25日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年12月25日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月29日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年11月13日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。